

## KicSpace 施設利用規約

本利用規約（以下、「本規約」という）は、利用者（第1条第2項で定義する）と株式会社きらぼしコンサルティング（以下、「本施設管理者」という）との間の以下の KicSpace（以下、「本施設」という）の利用に係る契約（以下、「本利用契約」という）に関し、利用者による本施設の利用の内容、利用者が利用する権利を有する範囲（以下、「利用範囲」という）、本施設管理者と利用者との間の権利義務関係等について、次のとおり定める。

「KicSpace」の表示

名称： KicSpace（なお、本施設が属する建物を以下、「本建物」という）

所在地：東京都港区南青山 3-10-43 きらぼし銀行内

本施設管理者：株式会社きらぼしコンサルティング

### 第1条（利用許諾・目的）

#### 1. 目的

本施設は、利用者相互の交流のために、その施設及びサービスを利用者に対し提供することを目的とする。

#### 2. 利用者区分

本施設の利用者区分は、以下の表1記載のとおりとする。

本施設管理者が招待し、会員登録した者を「会員」と定め、「会員」に同伴して打合わせ等の目的で本施設を利用する者を「会員同伴者」と定める（会員と会員同伴者を併せて以下、「会員利用者」という）。また、本施設においてセミナー・パーティー・イベント等（以下、「イベント」という）を主催し、又は当該イベントに参加する者を「イベント利用者」と定め、イベント利用者の内、本施設においてイベントを主催する者を「イベント主催者」と定め、当該イベントに参加する者を「イベント参加者」と定める。また、東京きらぼしフィナンシャルグループの役員及び社員を「社員」と定め、「社員」に同伴して打合わせ等の目的で本施設を利用する者（きらぼし銀行の窓口での受付後に待合場所として利用する者も含む）を「社員同伴者」と定める（社員と社員同伴者を併せて以下、「社員等利用者」といい、会員利用者、イベント利用者及び社員等利用者を併せて以下、「利用者」という）。

表1 利用者区分

利用者	10. 会員利用者	11. 会員	本施設管理者が招待し、会員登録した者
		12. 会員同伴者	会員に同伴して打合わせ等の目的で本施設を利用する者
	20. イベント利用者	21. イベント主催者	セミナー・パーティー・イベント等を主催する者
		22. イベント参加者	セミナー・パーティー・イベント等に参加する者

	30. 社員等利用者	31. 社員	東京きらぼしフィナンシャルグループの役員及び社員
		32. 社員同伴者	東京きらぼしフィナンシャルグループの役員及び社員に同伴して打合わせ等の目的で本施設を利用する者（きらぼし銀行の窓口での受付後に待合場所として利用する者も含む）

### 3. 利用許諾

- (1) 会員として本施設の利用を希望する者は、利用申込み及び本施設管理者による審査を通過し、本規約及び別途定める KicSpace 会員利用規約に従うことを条件に本施設管理者が認めた利用範囲内で本施設の利用をすることが認められる。また、イベント主催者として利用を希望する者は、利用申込み及び本施設管理者による審査を通過し、本規約並びに別途定める KicSpace イベント利用規約に従うことを条件に本施設管理者が認めた利用範囲内で本施設の利用をすることが認められる。
- (2) イベント主催者はイベント参加者に対し、会員は会員同伴者に対し（イベント参加者及び会員同伴者を併せて以下、「参加者」という）、それぞれ本規約及び本施設管理者又は本建物所有者が別途定める規約を遵守させるものとする。
- (3) 利用者は、本施設管理者が利用期間中に利用者による本施設の利用の様子を撮影し、撮影した写真を本施設の情報発信、その他広報活動のためにホームページやソーシャル・ネットワーキング・サービス、その他制作物に掲載する可能性があることを認識し、写真の利用に同意する。
- (4) 利用者は、本施設の活性化や利用者相互の親睦を図る目的において、イベント開催時等に、本施設管理者が協力を求める場合、できる限り協力するものとする。
- (5) 利用者は、本施設が、本施設の活性化や利用者相互の親睦を図る目的において、利用者間におけるコミュニケーションを誘発し、コラボレーション型のクリエイティブ業務や制作及び研究を推進するためのオフィスであることを充分理解し、利用者相互においてできる限り協力しあうものとする。
- (6) 利用者は、本施設内において、他の主催者によるイベントや会議が行われることに予め同意する。

## 第2条（利用可能時間と休業日について）

### 1. 利用可能時間

本施設の利用可能時間は、原則として平日の9時～20時30分とする。

①shine time（シャイン タイム）・・・コワーキング利用

イベント無しの場合 9時～20時30分

イベント有りの場合 9時～17時

②star time（スター タイム）・・・イベント利用

17時～20時30分（完全撤収）

### 2. 平日の定義

本規約において平日とは、月・火・水・木・金の各曜日で祝祭日を除いた日とする。

### 3. 休業日

本施設の休業日は、土日祝祭日及び年末年始並びに本施設管理者が予め指定した日とする。但し、本施設の維持管理上必要な場合は、利用者への事前の通知なく臨時に休業する場合がある。

#### 4. 休業日の例外

休業日の場合でも、本施設の利用を認める場合がある。

### 第3条（利用範囲及び利用形態）

#### 1. 本施設の利用範囲及び利用形態

本施設管理者は、利用者に対し、本施設及び本施設に付帯する設備の利用を、本規約及び本施設管理者の指示に従い利用することを認める。また、本施設管理者は、利用者に対し、予め本規約内で定めた利用範囲内で、かつ、第2条第1項に定められた利用可能時間のうち本施設管理者が認めた時間帯において、本施設を利用することを認める。

利用者は、本施設が第三者の所有する物件において運営されていることを理解し、本施設及び本建物共用部の利用にあたっては、本規約に加えて、本施設管理者及び本建物所有者からの指示があった場合はこれに従わなければならない。

#### 2. 利用範囲の原状復帰

利用者は、本施設の利用終了後に、速やかに自己の責任と費用において整理・清掃（施設内の机・椅子や設備・備品を元に戻すことを含む）を行い、本施設を利用前の状態に原状復帰しなければならない。また、利用者が持ち込んだ荷物等の物品は、本施設の利用終了ごとに全て持ち帰らなければならない。また、本施設の利用可能時間後に当該物品を本施設に残置してはならない（但し、事前に本施設管理者に通知し、本施設管理者が承認した場合を除く）。本施設の利用可能時間後に利用者の残置物がある場合、利用者はその所有権を放棄したものとみなす。

### 第4条（利用料等について）

#### 1. 本施設の利用料

##### (1) コワーキング利用の場合

月単位で本施設を利用する会員は、本施設利用の対価として、月会費 20,000 円/月を負担する。

また、時間単位で本施設を利用する会員は、本施設利用の対価として、ドロップイン利用料 500 円/時間を負担する。

##### (2) イベント利用の場合

イベント主催者は、本施設利用の対価として、イベント利用料 20,000 円/時間を負担する。

#### 2. 利用者の自己の負担と責任において支払う必要があるもの

利用者の故意又は過失により、本施設、利用範囲内に設置された設備、備品及び什器等を汚損、破損、毀損又は滅失した場合、その他本施設管理者に損害を与えた場合、利用者は、その原状回復に必要な修理・交換・清掃等にかかる費用等、本施設管理者が被った損害を直ちに賠償する。また、利用者は、本施設の有料サービス又は第三者のサービスを利用した場合には、本施設管理者又は当該第三者の定める期限までに、当該サービスに係る費用を支払う。

### 第5条（本施設の利用に関する注意）

#### 1. 利用範囲についての確認

利用者に認められる本施設の利用とは、利用範囲内かつ利用可能時間内の本施設及び本施設内の設備等の利用に限られ、本施設管理者が、利用者に対し、本施設又は利用範囲の排他的な占有権限を与

えるものではない。利用者は、本利用契約が、建物賃貸借契約に該当せず、借地借家法の適用は受けず、かつ、これにより賃借権が発生しないことを予め確認し、かつ、同意したものとする。

## 2. 禁止事項

- (1) 利用者は、本建物、本施設、利用範囲等の住所及び名称を用いて、商業・法人登記等の登記、事業に関する許認可等を受けることはできず、かつ、これらの行為は禁止される。
- (2) 利用者は、本建物、本施設、利用範囲等の住所及び名称を関係公官庁への届出等、公的な連絡先に定めたり届け出たりすることはできず、かつ、これらの行為は禁止される。
- (3) 利用者は、本施設管理者が認めた場合を除き、本建物、本施設、利用範囲等の住所及び名称を用いて、名刺を含むすべての印刷物に記載、掲載することや郵便物の宛先とすること、及びホームページ等の電子媒体への掲示、掲載することはできず、かつ、これらの行為は禁止される。
- (4) 利用者は、本施設管理者が予め書面で認めた場合を除き、本施設管理者、本建物所有者及びそれらのグループ会社との間に資本関係、提携関係等特別な関係があること又はその誤認を招くような表示等を行うことはできず、かつ、これらの行為は禁止される。
- (5) 利用者は、前各号に関し、本施設管理者及び本建物所有者に対し、何らの要求をすることはできず、かつ、これらの行為は禁止される。

## 3. 長時間占有等についての諸注意

本施設管理者は、利用者に対して、本施設を利用して本施設管理者の執務や第三者に迷惑を及ぼさない範囲での作業を許諾する。但し、本施設管理者は、利用者が家具等の移動や、机・椅子等の場所に私物を置くことにより長時間の占有（場所取り）等を行うことを禁止する。また、本施設管理者は、利用者が一度に一人で複数席を利用することを禁止する。

## 4. 喫煙、飲酒、飲食についての諸注意

- (1) 本建物内は全面禁煙（電子タバコ、無煙タバコ等を含む）とする。
- (2) 本施設内の飲酒は原則厳禁とする。但し、本施設管理者が認めた本施設内におけるイベントに関しては、別途定める KicSpace イベント利用規約で定める範囲内のものであればその限りではない。
- (3) 本施設内の食事については、他人の迷惑になる可能性のある食事（カップ麺等の臭気強い食品を含むが、この限りではない）は厳禁とする。また、自炊・BBQ等、火気の持ち込みを含め調理を伴う食事は、厳禁とする。

## 5. 身だしなみ等への注意

利用者は、本施設が利用者相互の親睦の場であることを認識し、本施設の内外を問わず周辺の美化及び自身の身だしなみ等を清潔に保つよう常に配慮しなければならない。

## 6. ごみの分別

利用者は、ごみを、本施設に設けられた共同ごみ箱に、分別して廃棄しなければならない。

## 7. 本施設の運営

本施設管理者は、自己の裁量により本施設のレイアウト・設備・仕様の変更を行うことができ、利用者はこれを予め確認し、同意する。

## 第6条（保守点検等に伴う留意事項）

### 1. 保守点検に伴う作業

利用者は、本施設管理者及び本建物所有者が、電気事業法に基づく電気設備の法定点検を行うことにより、年に1回から数回の停電作業が発生し、本施設の利用が制限される可能性があることに予め同意する。利用者は、本項の停電に際し、本施設管理者及び本建物所有者に対し、なんら要求することはできない。

### 2. 作業による立ち入り

前項の規定に基づく立ち入りの際、利用者は、本施設管理者の措置に協力し、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく立ち入りを拒否することはできない。

## 第7条（利用制限・停止）

### 1. 利用及びイベント主催等の制限・停止

利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、本施設管理者は、利用者に対し通知、催告、その他何らの手続きを要することなく、本施設の利用の制限又は停止をすることができる。また、本施設管理者は、イベントの主催や申込みについても同様に制限又は停止を行うことができる。その結果、利用者、参加者及びそれらの関係者に損害が生じても、本施設管理者は一切の責任を負わない。

- (1) イベント申込時の申告事項に虚偽や不正があったとき。申告事項が不明瞭で、それを改善するよう本施設管理者が求めても応じないとき。
- (2) 本施設管理者が利用許諾を継続しがたいと認める利用者の行為があり、本施設管理者が当該利用者に対し行為を改めるように催告しても是正しないとき。
- (3) 他の利用者その他の第三者に対し、著しい妨害や損害、迷惑を与えたとき。
- (4) 本施設に正当な理由なく、荷物等の物品を置いたまま占有するとき（但し、事前に本施設管理者に通知をし、本施設管理者が承認した場合を除く）
- (5) 故意又は重過失により本施設、利用範囲内に設置された設備、備品及び什器等を汚損、破損、毀損又は滅失毀損したとき。
- (6) 適用法令、本規約又は本施設管理者若しくは本建物所有者の定める規約に違反したとき。
- (7) 違法行為若しくは公序良俗に反する行為又はそれらのおそれがある行為を行ったとき。
- (8) 違法な活動を支援する行為又はそのおそれがある行為を行ったとき。
- (9) 著しく信用を失墜する事実があったとき。
- (10) 仮差押、仮処分、差押、競売等の申立てがあったとき。税金・社会保険料等の滞納があったとき。破産、民事再生手続、（利用者が法人の場合には、会社更生、特別清算も含む）その他の法的倒産手続の申立てがあったとき。
- (11) 支払停止の状態に陥ったとき又は銀行・手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- (12) 主務官庁より営業停止、営業免許若しくは営業登録の取消し又は業務改善命令の処分を受けたとき。
- (13) 関係官公庁よりイベントの中止命令が出たとき。
- (14) 本施設管理者の指示（必要な資料の提出を含む）に利用者が従わないと本施設管理者が判断したとき。
- (15) 本施設管理者が定める取消しの手続きに則らず、予定されていたイベントを実施しなかった場合。
- (16) 利用者が利用許諾された本施設（備品を含む）の利用権の第三者への譲渡若しくは転貸をしたと

き又は本施設をその利用目的以外で使用したとき。

(17)参加者が本施設の許容範囲を超えると本施設管理者が判断したとき。

(18)その他、本施設管理者が本施設の利用並びにイベントの主催及び申込みを制限又は停止すべきと判断したとき。

## 2. 利用及びイベント主催等の制限・停止に伴う免責

前項により本施設の利用並びにイベントの主催及び申込みを制限又は停止された場合において、本施設管理者又は本建物所有者に損害が及んだ場合、利用者及び参加者はその損害賠償の責任を免れず、当該損害を賠償しなければならない。

## 第8条（禁止又は制限される行為）

### 1. 禁止事項

利用者は、本建物及び本施設内（本建物共用部を含む。以下同様とする）において次の各号に該当する行為及び本施設管理者又は他の利用者その他の第三者に損害や迷惑を及ぼす行為等を行ってはならない。

(1)本施設管理者が利用者に立入りを禁止する箇所への立入り。

(2)許可を得ない乗用エレベーターでの手荷物以外の物の搬出入。

(3)本建物周辺における駐車場・駐輪場以外での車・バイク・自転車等の駐停車。

(4)下駄・スパイク等での立入り。

(5)宿泊及び寝位での仮眠。

(6)炊事、指定場所以外での飲食及び喫煙（電子タバコ、無煙タバコ等を含む。なお、本施設内は全面禁煙である）。

(7)避難口又は避難通路の閉鎖。

(8)通路等及び階段、廊下等の共用部分を占有すること又は物品を置くこと。

(9)動物の飼育や持込み（本施設管理者の許可を得た盲導犬、聴導犬、介助犬等を除く）。

(10)本建物や本施設の通路や階段、廊下、外壁等に無断で看板、ポスター等の広告物を貼る等を行うこと。

(11)ネットワークビジネス・MLM・マルチ商法・保険・情報教材等の、販売・勧誘・斡旋等を行うこと。

同様に、本施設内にて無断で物販等の営業活動をする（但し、本施設管理者の指定する箇所にて、本施設管理者による事前の書面による承諾がある場合を除く）。

(12)募金活動、寄附活動、宗教活動、思想活動及び政治活動をする事。

(13)火気等の利用又持込み。

(14)危険物、腐敗物、重量物の持込み。

(15)粗野若しくは乱暴な言動又は迷惑となる行為。

(16)本施設管理者、本建物所有者、他の利用者その他第三者の権利若しくは利益（名誉等を含む）を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為。

(17)その他、本施設管理者が本施設の管理・運営上不適切と認める行為。

### 2. 迷惑行為の禁止

利用者は、本建物の内外を問わず、近隣店舗・住民、本建物内に同居する事業者・店舗等、及び他の利用者等への配慮として、騒音・振動・臭気等の問題を起こさないよう十分な注意を払わなければ

ならない。また、利用者は、利用者間でのトラブルの未然防止のため、利用範囲及び本施設内においても、他の利用者へ十分に配慮しなければならない。

## 第9条（善管注意義務、私物の管理）

### 1. 善管注意義務

利用者は、適用法令、本規約並びに本施設管理者及び本建物所有者の定める規約の内容を遵守し、本施設、利用範囲、本建物共用部を善良なる管理者の注意をもって管理し、利用しなければならない。利用者は火災等の災害と事故防止に努めるものとする。また、利用者は防災・防犯等の安全管理義務、非常口・防災設備の位置や利用方法について事前把握・熟知義務を負うものとする。

### 2. 私物の管理

本施設は不特定多数の者が利用する場所であるため、利用者は、私物は放置せず、自己責任で管理しなければならない。万が一、利用者の私物に紛失、盗難、破損、汚染等の損害が生じても本施設管理者は一切その責任を負わない。本施設管理者は、利用者の貴重品その他物品の預りを一切行わず、利用者が残置した物品について保管をする義務を負わず、利用者はこれらを確認し、同意する。

## 第10条（権利義務の譲渡等の禁止）

利用者は、本規約により生じる一切の権利義務（債権及び債務を含む）の全部又は一部及び本規約に基づく契約上の地位を、本施設管理者の事前の書面による同意のない限り、第三者に対して譲渡、担保設定その他の処分をしてはならない。

## 第11条（守秘義務）

### 1. 秘密情報の定義

本規約において「利用者秘密情報」とは、利用者自らが秘匿を希望する未公開の情報を意味し、「本秘密情報」とは、利用者の利用期間中に、利用者が知り得た本施設管理者又は他の利用者に関する有形無形の技術上、営業上、その他一切の情報を意味する。

### 2. 秘密情報の管理責任

利用者は、本施設は、個人や法人を超え、垣根を廃した融合によるイノベーションを目的としており、その関係上、不特定多数が利用する施設であり、利用者に限らず、第三者との間で絶えず会話や情報交換が想定されることを確認する。利用者は、自らの責任と負担で利用者秘密情報を管理しなければならない。万が一、利用者秘密情報の漏洩、滅失又は毀損が発生した場合でも、本施設管理者は一切その責任を負わない。

### 3. 本秘密情報に含まれない情報

本条の規定にかかわらず、次の各号に該当する情報は、本秘密情報には含まれないものとする。

- (1) 開示の時点ですでに公知の情報、又はその後利用者の責によらずして公知となった情報。
- (2) 利用者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報。
- (3) 開示の時点ですでに利用者が適法に保有している情報。
- (4) 利用者が開示された情報によらずして独自に開発した情報。
- (5) 本施設管理者又は他の利用者が、第三者に対し秘密保持義務を課すことなく開示した情報。

#### 4. 取得した本秘密情報の非開示責任

利用者は、善良な管理者の注意をもって本秘密情報を厳重に秘匿する義務を負い、本秘密情報に係る本人の許可無くソーシャル・ネットワーキング・サービスや、自身のホームページやブログなど、一切のネット上あるいはその手段の如何によらず、第三者に対して開示し又は漏洩、公開若しくは利用してはならない。利用者が本規約の内容（本項を含む）に反した場合に発生した事案の一切に対し、本施設管理者はその責任を負わない。

#### 5. 法令に従った情報開示

利用者は、裁判所や官公庁などの公的機関より本秘密情報の開示を要求された場合、直ちに本施設管理者に通知し、法的に開示を拒めない場合は、当該本秘密情報を開示することができる。またその場合、利用者は、当該本秘密情報の機密性を保持するための最善の努力をするとともに、本施設管理者に対し当該本秘密情報を保護するための合理的手段をとる機会を与えなければならない。

#### 6. 本秘密情報の複製・複写の禁止

利用者は、本秘密情報について、複製、複写等の行為を行ってはならない。

### 第 12 条 （個人情報保護）

#### 1. 個人情報管理の義務

本施設管理者は、利用者より開示を受けた個人情報（個人情報の保護に関する法律 2 条に定める個人情報をいう。以下同じ）について、個人情報の保護に関する法律及び本施設管理者の個人情報保護方針（URL：<http://www.kiraboshi-consul.co.jp/privacypolicy/index.html>）を遵守し、善良なる管理者の注意をもって管理する。

#### 2. 取得した個人情報の利用目的

本施設管理者は、利用者より開示を受けた個人情報を以下の目的で利用する。

- (1) イベント・会議室利用等の申込みの受付、内容の審査等
- (2) 本施設・イベント等に関する利用者からの問い合わせへの対応等
- (3) 本施設におけるイベントへの招待
- (4) 各種案内の送付
- (5) 本施設の運営に伴うマーケティング調査
- (6) 本利用契約に基づく権利の行使や義務の履行
- (7) イベント・会議後の事後管理
- (8) 本施設の情報発信その他の広報活動
- (9) その他、本施設の円滑な運営管理

### 第 13 条 （反社会的勢力排除）

#### 1. 反社会勢力に該当しないことの表明及び確約

利用者は、本施設管理者に対して、自己（利用者が会員若しくはイベント主催者の場合は利用者及び参加者とする。本項及び次項において以下同じ）又は自己の役員及び従業員が暴力団、暴力団員、



暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者又は団体（以下、「反社会的勢力」という）及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- (1) 法人である場合、反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (2) 法人である場合、反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (5) 法人である場合、役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること

## 2. 不当行為等をしないことの確約

利用者は、本施設管理者に対し、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約する。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて本施設管理者の信用をき損し、又は本施設管理者の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

## 3. 本条違反による利用停止等

本施設管理者は、利用者（利用者が会員又はイベント主催者の場合は当該利用者及び参加者とする）が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合は、利用者に対し通知、催告、その他何らの手続きを要することなく、本施設の利用の制限又は停止をすることができる。また、本施設管理者は、イベントの主催や申込みについても同様に制限又は停止を行うことができる。その結果、利用者、参加者及びそれらの関係者に損害が生じても、本施設管理者は、一切の責任を負わない。

- (1) 反社会的勢力若しくは第 1 項各号のいずれかに該当し、又は第 1 項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- (2) 第 2 項各号の行為を行った場合

## 第 14 条（損害賠償）

### 1. 自己責任による賠償

利用者（利用者が会員又はイベント主催者の場合は当該利用者及び参加者とする）の故意又は過失により、本施設管理者、本建物所有者又は他の利用者若しくはその他の第三者に損害を与えた場合は、利用者は、本施設管理者に対して直ちにその旨を通知しなければならない。また、利用者は、これによって本施設管理者、本建物所有者又は他の利用者若しくはその他の第三者に生じた一切の損害を賠償しなければならない。特に本施設管理者以外に対する損害が発生した場合は、利用者は誠実に対処し、自ら責任を持って解決することを本施設管理者に対して誓約する。

## 2. 本施設管理者の責による賠償

本施設管理者が本規約に定める義務を怠り利用者に損害が生じた場合、本施設管理者は、故意又は重過失がある場合に限り、かつ、税別10万円を上限として、これを賠償する。

## 第15条（免責事項）

### 1. 利用者が被った損害

本施設管理者は、故意又は重過失がある場合を除き、利用者が被った以下に掲げる損害について、その責を負わない。利用者は、本施設管理者及び本建物所有者に対して、当該損害に関して異議の申立て、補償、賠償等の一切の請求を行わない。

- (1) 地震、水害等の天変地異や火災、テロ、暴徒等の不可抗力による災害、停電、盗難、ITインフラ等通信設備機器やその他諸設備機器の不調や破壊及び故障、偶発事故、その他本施設管理者の責めに帰すことのできない事由により利用者が被った損害。
- (2) 他の登録者やその他の第三者の行為により利用者が被った損害。
- (3) 本施設の造作及び設備等の維持保全のために行う保守点検、修理等により利用者が被った損害。

### 2. 人身事故、破損事故

本施設管理者は、故意又は重過失がある場合を除き、利用者の本施設の利用に伴う人身事故、物品・展示物等の盗難、破損事故等の全ての事故について一切の責任を負わない。

## 第16条（その他事項）

### 1. 他の規約に対する優先適用

本規約の内容とそれ以外の諸規定、諸規則に齟齬が生じた場合、別段の定めがない限り、本規約が優先して適用されることとする。

### 2. 準拠法及び合意管轄

本施設管理者及び利用者は、本利用契約の準拠法を日本法とすることに合意する。本利用契約に関し紛争が生じたときは、訴額に応じて東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

### 3. 解釈の疑義に対する誠意ある対応の義務

本規約に定めのない事項及び契約条項の解釈に疑義を生じたときは、本施設管理者及び利用者は、誠意を持って協議し、その解釈にあたるものとする。

### 4. 不可抗力による契約の終了

天変地異その他の本施設管理者及び利用者の責めに帰すべからざる事由により、本施設の全部又は一部が滅失又は破損等して、本利用契約の目的を達成することが不可能又は困難となった場合、本利用契約は終了する。これにより本施設管理者又は利用者の被った損害については、相手方はその責めを負わないものとする。

### 5. 本規約の改定

本規約は本施設管理者の都合により、内容が変更されることがある。なお、変更の際には、本施設管理者から利用者への通知又は掲示を行うが、通知又は掲示を懈怠した場合を除き、本施設管理者は変更に伴う責任を一切負わない。

以上、利用者は、本規約を遵守するものとし、かつ公序良俗に反することの無いよう、また、本施設管理者が円滑に運営を行うことができるように、本施設管理者に協力するものとする。

2020年5月27日

東京都港区南青山3-10-43 きらぼし銀行内

株式会社きらぼしコンサルティング

2020年5月27日：施行